

こども未来課・福祉課からのお知らせ

8月は児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届の月です

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方は、毎年8月中に必要な書類を添付して現況届を提出しなければなりません。この届は、毎年8月1日現在の児童扶養手当・特別児童扶養手当を受ける要件があるかどうかを確認するものです。

この届出がない場合、その年の8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、忘れずに**必ず本人が届出をしてください**。

なお、所得が限度額を超え、手当が全部停止となっている方も届出が必要です。

各手当の受付・お問い合わせ先

<児童扶養手当>

串本町役場 こども未来課(本庁舎本館2階)
TEL 0735-67-7027

<特別児童扶養手当>

串本町役場 福祉課(本庁舎本館1階)
TEL 0735-62-0562

※ お間違えのないようにお気を付けてください

受付期間・時間(共通)

8月1日(月)～8月31日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日、祝日を除く)



一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

児童扶養手当の支給を受けている方で、支給を受け始めて5年以上経過した方等は、毎年、一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の紙)を提出しなければなりません。

平成25年度から制度が改正され、毎年8月の現況届提出時に同時に提出していただく必要があります。この届出がない場合、満了月(受給者毎に設定されています)以降の手当額が2分の1となりますのでご了承ください。

福祉課からのお知らせ

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している保護者に対して、児童福祉の増進を図ることを目的として、一定額の手当を支給する制度です。

しかし、児童が障がいを事由とする公的年金を受けられることができるときや、児童福祉施設など(通園施設や保育所は除く)に入所しているときは、手当を受けることができません。

○支給金額(児童1人につき)

児童の人数と障がいの等級に応じて支給されます。また、所得による支給制限もあります。

1級 月額 51,500円

2級 月額 34,300円

※ 手当の額は、毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 福祉課
TEL 0735-62-0562

住民課からのお知らせ

国保財政の健全化に向けて(18)

今回は国保の収入のうち、国・県、社会保険からではない、今まで説明してきたものとは別の収入についてご紹介したいと思います。

交通事故による医療費は誰の負担か

交通事故は、事故の相手側に賠償責任があります。このため皆さまご存知のとおり自動車保険があるわけです。

しかし、すぐに損害賠償できないときなどは、加入している医療保険が一時的に医療費を負担し、被害者に代わって後から相手側に請求することができます。立替えた医療費は後日、保険会社や事故相手方に請求しますが、この額は串本町で1年間に数百万円ほど、多い年では1千万円を超えたこともあります。



さて、この立替えた医療費ですが、加入者の方や病院から連絡がないと、医療保険側が気付くのはかなり難しくなります。幸い近隣の病院や保険会社さんはかなり協力的なので、串本町では事故発生から比較的短期間で立替払いを確認できていますが、加入者のみなさんが気に留めていただければ、さらに早く、確実に確認ができるようになるはずです。

交通事故にあつて病院にかかれた時は、

国保や75歳以上の方は役場住民課へ

社会保険等の方は 勤め先の事業所へまずご連絡をお願いいたします。

なお、医療保険ではこれを「第三者行為の傷病届」と呼んでいます。

■串本町国保の第三者行為届出状況

	25年度	26年度	27年度
届出件数	5件	9件	8件
事故～届出までの平均日数	144日	60日	44日
町の取組	町ホームページで説明を掲載開始	交通事故が疑われるものの電話調査開始	文書による照会に切り替え

お手数をおかけしますが、こうした届出をきちんといただくことにより、国保の財政負担を少しでも減らすことができます。届出書類は役場窓口で配布しているほか、町のホームページからダウンロードもできます。

また、第三者行為への取組の度合いが、今後創設される「保険者努力支援制度」という国から国保への新たな財政支援にも反映されることが分かっています。

今後ともご協力よろしくお願いたします。